

京都芸術大学大学院 芸術研究科（通信教育）学位授与に係る内規

1. 修士の学位を取得しようとする者は、以下の各号に掲げる要件を充足していなければならない。
 - (1) 本研究科における修了までの在学期間が2年以上（見込み含む）であること。ただし、大学院通信教育規程第28条第2項に該当するものについては、在学期間1年以上で足りるものとする。
 - (2) 修了要件に足る授業科目を修得、または修得見込みであること。
 - (3) 必要な研究指導を受けていること。
2. 修士の学位を取得しようとする者は、当該年度の指定された期間に学位審査提出物の題目を指導員に提出しなければならない。なお、一度提出した題目の変更は原則として認められない。但し、審査願提出時まで、主査（指導教員）がその必要性を認め、所定の手続きを経た場合に限り変更を認めることがある。
3. 修士の学位を取得しようとする者は、当該年度の指定された期間に、審査を受けようとする自著の学位審査提出物に審査願を添えて通信教育課程事務室に提出しなければならない。
4. 論文で審査を受けようとする者は、当大学院学位規程第4条第1項に示された論文を400字詰原稿用紙80枚以上100枚以内（横書、縦書いずれも可）、A4縦判横書32枚以上40枚以内（40字×25行、1ページあたり1,000字）またはA4縦判縦書32,000字以上40,000字以内（二段組、一段35字×30行、1ページあたり2,100字）のいずれかの書式形態に所定の表紙を付した当該論文を提出しなければならない。なお、注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、一行あたりの字数を決めること。
5. 論文と修士制作物により審査を受けようとする者は、当大学院学位規程第4条第2項に示された当該修士制作物又は修士制作物の全容を示す写真等の資料と、本文文字数4,000字以上40,000字以内（横書、縦書いずれも可）、A4縦判横書4枚以上40枚以内（40字×25行、1ページあたり1,000字）またはA4縦判縦書4,000字以上40,000字以内（二段組、一段35字×30行、1ページあたり2,100字）のいずれかの書式形態に所定の表紙を付した制作研究ノートを修士論文として提出しなければならない。ただし、研究領域に応じ、別に枚数及び記述すべき方法を指定する場合がある。なお注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、一行あたりの字数を決めること。
6. 論文と研究活動実施報告により審査を受けようとする者は、当大学院学位規程第4条第2項に示された、報告資料と400字詰原稿用紙20枚以上100枚以内（横書、縦書いずれも可）、A4縦判横書8枚以上40枚以内（40字×25行、1ページあたり1,000字）またはA4縦判縦書8,000字以上40,000字以内（二段組、一段35字×30行、1ページあたり2,100字）のいずれかの書式形態に所定の表紙を付した研究活動実施報告書を修士論文として提出しなければならない。ただし、研究領域に応じ、別に枚数及び記述すべき方法を指定する場合がある。なお、注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、一行あたりの字数を決めること。
7. 当大学院学位規程第4条第2項に示された特定課題についての研究成果によって審査を受けようとする者は、当該課題研究を指導する科目の定めるところに従って成果物を提出することとする。
8. 上記の規定の範囲内で、各領域、分野が修士論文、修士研究活動報告書、修士制作物の規格および形式について予め指定する場合にはこれに反してはならない。
9. 審査願を提出した者は、主査が指定する日時に口述もしくは筆記による審査試験を受けなければならない。
10. 審査および試験には、当該年度の11月に研究科委員会の指名する主査1名、副査2名の教員があたり、実施に関する細目は主査、副査の合議により決定するものとする。
11. 主査は大学院担当の専任教授とする。ただし、研究科委員会が特に必要があると認めた場合には大学院担当の専任准教授とすることができる。また本大学院が必要と認める場合は学外有識者を特別に主査と定める場合がある。
12. 主査は、研究科長の承諾を得て、内外有識者の参考意見を聴取することができる。

13. 審査試験結果は、別に定めるところにより、所定書式の項目に準じて記入し、主査がこれを公正忠実にとりまとめる。なお、審査および試験における最終判定責任は主査に帰すものとする。
14. 本大学院は副査及び審査協力者の求めに応じ、審査資料、結果を閲覧に供さなければならない。
15. 学位規程第4条第4項において推薦、選定された副査は学内規程に準じて審査報酬を受ける。
16. 審査および試験に合格した者は、修士論文または特定課題についての研究成果を当該年度の指定された期日までに通信教育課程事務室へ提出しなければならない。提出を怠った者には学位の授与を行わない場合がある。また、提出の書式、及び付帯する事項については別に定める。
17. 修了判定に係る会議は、当該年度の3月上旬までに開催するものとする。

付則

1. 本内規の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。なお、本規程において学長が空位の場合は研究科長と読み替えるものとする。
2. 本規程は2007年 4月 1日より施行する。
3. 2009年 4月 1日改定施行する。(第4条、第5条、第6条、第14条改定および第15条を追加)
4. 2010年 4月 1日改定施行する。(第14条、第15条改定)
5. 2013年 4月 1日改定施行する。(第10条、第14条、第15条、付則1条改定)
6. 2018年 4月 1日改定施行する。(第2条、第3条、第14条改定)
7. 2020年 4月 1日改定施行する。(第4条、第5条、第6条改定)
8. 2021年 4月 1日改定施行する。(第2条、第3条、第7条、第8条、第15条、第16条改定)
9. 2024年 4月 1日改定施行する。(第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第11条、第16条、第17条改定)
10. 2024年10月8日改定施行する。(第4条および第6条改訂、第8条を第5条に統合廃止、新規内容で第8条追加)